普通預金規定等に盛り込む暴力団排除条項の参考例について

普通預金規定、当座勘定規定および貸金庫規定の各規定において、反社会的勢力との取引は拒絶する旨の基本方針を規定するとともに、既存の解約に関する規定に、反社会的勢力であることが判明した場合には、取引を解約できる旨を規定した。

また、新規の取引申込者からは、申込時に「反社会的勢力には該当しない」旨を申込書等において表明・確約してもらうこととし、この表明・確約が虚偽であった場合には、虚偽申告を理由に解約できる旨を前述の規定に併せて規定した。

【普通預金規定に盛り込む暴力団排除条項の参考例】

〇. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 11 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 11 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、 当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができる ものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する 行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

【当座勘定規定に盛り込む暴力団排除条項の参考例】

〇. (反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第24条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第24条 (解約)

- ① (略)
- ② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。
 - 1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 2. 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - 3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する 行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

(以下、略)

【貸金庫規定に盛り込む暴力団排除条項の参考例】

〇. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

11. (解約等)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当 行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるもの とします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫 を明渡してください。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する 行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

(以下、略)